

大学生活の心得

大学生としてのモラル・マナー

佛教大学の学生であることを誇りとし、**社会の一構成員**としての**自覚**を持って行動してください。また、安全で快適な学生生活のために必要なマナーやモラルを掲載した学生支援課発刊の『GUIDE TO GOOD MANNERS』を必ず読んでください。

● 飲酒にかかわる禁止

■ **20歳未満**の飲酒→ 法律で禁止 ■ **イッキ飲み**の強要→ アルコール・ハラスメント

■ **飲酒運転**→ 法律で禁止 ※自転車も対象

● 喫煙にかかわる禁止

■ **20歳未満**の喫煙→ 法律で禁止 ■ キャンパス**全面禁煙** ■ 吸い殻の**ポイ捨て**→ 環境美化

■ 大学周辺での**路上喫煙**や**歩きタバコ**→ 近隣への迷惑 ※「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」違反

● 携帯電話スマートフォン、電子機器にかかわる禁止

■ **授業中**の電話着信音→ 電源を切る ■ **歩行中**の使用→ 他の通行人への迷惑

● 自動二輪車などバイク・自転車での通学にかかわる禁止

■ 学内駐輪場以外の駐輪（**違法な駐輪**）→ 近隣、通行への迷惑 ■ 学内駐輪場への強引な入構→ **歩行者優先**

■ 徐行等を含めた**走行速度**の遵守 ■ マフラー改造等による**騒音**の禁止

■ **運転中**の通話・メール→ 法律・規則により禁止



注意!

※学生が本学の学則および諸規程に背き、学生の本分に反し、懲戒を要すると認められるときは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

（佛教大学学則第12章第79条・第80条、佛教大学大学院学則第12章第83条・第84条）

ソーシャルメディア

ソーシャルメディアの発達によって、個人であっても容易に情報発信が行える時代となりました。また、各サービスの利用者の増加とその利便性から、コミュニケーションにおいても魅力的な手段となっていますが、一方で発信した情報ももろとで発信者がトラブルに巻き込まれたり、周囲の人々や社会へ多大な影響を及ぼす事例もみられます。

佛教大学の組織、教職員および学生に対してソーシャルメディアの適正な利用を促すことを目的に、ガイドラインを策定し、佛教大学ホームページに掲載しています。内容を確認して、適正にソーシャルメディアを利用してください。

佛教大学ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

<https://www.bukkyo-u.ac.jp/social.html>

● 守るべき事項

■ 法令を遵守しなければならない

■ 本学の教職員および学生として自覚と責任を持った内容とする

■ 発信する情報は、事実に基づく正確な内容とする

■ 発信する情報の責任は、発信者が負う

■ 意図せずして誤った情報を発信した場合は、速やかに訂正する

■ 他者の著作権、肖像権、商標権等の権利を侵害する情報を発信してはならない

■ 他者の名誉を棄損する情報を発信してはならない

■ 職務上知り得た秘密や個人情報を発信してはならない

■ その他公序良俗に反する情報を発信してはならない

ブラックバイト

ブラックバイトとは、学業や学生生活に深刻な影響を与える悪質なアルバイトです。「困ったな」と思う場合は、各種相談窓口にご相談してください。

■ 京都府労働相談所

月曜～金曜 9:00～13:00/14:00～21:00

土 曜 9:00～13:00/14:00～17:00

※日曜・祝日、年末年始を除く

TEL 0120-786-604

I
教育
目標

II
履修
一般

III
教育
課程

全学

仏教

日文

中国

英米

歴史

歴史

歴史

教育

幼教

臨床

現社

公共

社福

その他

IV

学籍・

学費

V

キャンパス

ライフ

VI

進路・

就職支援

VII

大学の

取り組み

VIII

規程

悪質商法

悪質商法は、**巧妙な手口**で学生を狙っています。**旨い儲け話**は、まず疑ってみてください!

●キャッチセールス

街頭で呼び止め、別の場所に連れていき、高額な商品の購入を迫る

●ネットオークション詐欺

代金を前払いしたのに**商品の引き渡し**がされず連絡が取れないなど、ネットオークションを利用した詐欺。また、個人情報悪用し、**他人になりすまして詐欺**をはたらく場合もある

●アポイントメント商法

電話やハガキで「当選しました」などと呼び出し、商品を売りつける

●マルチ・マルチまがい商法

商品を購入し販売会社等の会員になり、**他人を紹介**することで購入代金が無料になる、または紹介料がもらえるなどと勧誘する

振り込め詐欺

「振り込め詐欺」は**融資保証金詐欺**、**架空請求詐欺**など、振込を要求されるものをいいます。身に覚えのない、利用したことがないものについては、すぐに振り込んだり相手の指示する連絡先に問い合わせたりせずに、まず**事実確認**をしてください。冷静に記憶をたどり、心あたりのないものは無視してください。ただし、裁判所等からの通知については、すぐに**各種相談窓口**に相談してください。

また、SNS上には「受け子」「出し子」等の犯罪の勧誘が「高額バイト」として紹介されている例がありますので、注意してください。

被害に遭わないために

- 要らないものは、「**要らない**」とはっきり断わりましょう
- 契約を即決せずに、**説明内容**と**契約内容**をよく理解しましょう
- 署名・押印**は慎重に行いましょう

トラブルにまきこまれたときは…

ひとりで悩まずに**相談**してください。京都市消費生活総合センターでは、消費生活相談以外にも法律相談や交通事故相談なども行っています。

●クーリングオフ制度

訪問販売等で購入契約をかかわった場合に一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込みまたは契約を理由なくかつ無条件で撤回・解除できる制度です。ただし、全ての契約について適用されるわけではありません。

■京都市消費生活総合センター(消費生活相談)

月曜～金曜
9:00～17:00
TEL 075-366-1319

薬物乱用の防止

薬物の乱用は個人の精神や身体に悪影響を与えるだけでなく、**暴力や殺人、放火**などの事件への引き金となり、**社会問題へと発展**します。軽い気持ちで「一度だけ」がいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものになります。そのような**誘惑に負けない理性と勇気**を持ち、佛教大学生として**良識ある行動**を期待します。

【精神的影響】

- ①強い**不安**や**パニック発作**
- ②**幻覚**、**妄想**、**フラッシュバック**
- ③**そう状態**・**統合失調症**の発症

【社会的影響】

- ①情緒障害、幻覚や被害妄想が強くなり、**家族や友人へ暴力**を振るう
- ②幻覚や妄想による殺人、放火、監禁、傷害などの**凶悪な事件**を引き起こす
- ③薬代欲しさの**窃盗**、**恐喝**事件や**強盗**事件を引き起こす